一般社団法人水戸観光コンベンション協会青年部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人水戸観光コンベンション協会(以下「本会」という。)の 青年部に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本青年部は、部員相互の親睦と連携を密にして、本会の事業活動への参画、又は協力を通じて、本会の振興、発展並びに水戸市及び周辺地域における観光と地域経済の振興を図り、併せて公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第3条 本青年部の名称は、一般社団法人水戸観光コンベンション協会青年部(以下「青年部」という。)とする。

(事務局)

第4条 青年部の事務局は、本会事務局内に置く。

(事業)

- 第5条 青年部は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
 - (1)部員の研鑽及び相互の親睦と連携を図るための事業
 - (2)観光振興に関する調査研究及び提案
 - (3) 地域経済の振興及び社会の福祉の増進に寄与する事業の開催及び協力
 - (4)本会から委託された事業
 - (5)関係団体との連絡,又は協調
 - (6)前各号に定めるもののほか,第2条の目的を達成するために必要な事業 (部員の資格)
- 第6条 部員は、本会の会員事業所に属する者で、年齢55歳(以下「制限年齢」という。) 以下の者とする。ただし、事業年度の途中で制限年齢に達した者は、当該事業年度の末 日まで部員の資格を有する。

(加入)

- 第7条 青年部の部員となることを希望する者は、別に定める加入手続により加入の申し 込みをしなければならない。
- 2 前項の加入の諾否は、役員会において決定する。 (部費)

第8条 部員は、毎年所定の納期までに所定の部費を納入しなければならない。

- 2 部費の金額並びにその払込方法は、部員総会の議決を経て別に定める。 (退部)
- 第9条 部員は、退部する旨を文書で通知し、退部することができる。
- 2 部員は、次に掲げる理由によって退部する。
 - (1)青年部の部員としての資格の喪失

- (2)死亡
- (3)除名

(除名)

- 第10条 青年部は、次の各号の1に該当する部員を部員総会の議決によって除名することができる。
 - (1) 2年以上にわたって部費の納入、その他部員としての義務を怠った部員
 - (2) 青年部の体面を傷つけ、又はその目的の遂行に反する行為を行った部員 (役員)
- 第11条 青年部に、次に掲げる役員を置く。
 - (1)部 長 1名
 - (2)副 部 長 2名以内

 - (4) 監 事 2名

(役員の選任及び解任)

- 第12条 役員は、部員総会において部員のうちから選出し、又は解任する。
- 2 役員の選出方法等必要な事項は、部員総会の議決を経て別に定める。 (役員の職務)
- 第13条 部長は、青年部を代表し、部務を総理する。
- 2 副部長は、部長を補佐し、あらかじめ部長の定める順位により、部長に事故があるときはその職務を代行し、部長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 幹事は、部長及び副部長を補佐し、会務を処理する。
- 4 監事は、青年部の業務及び経理を監査し、その監査の結果を部員総会に報告する。 (役員の任期)
- 第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 3 補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。 (部員総会)
- 第15条 青年部に部員総会を置く。
- 2 部員総会は、定時部員総会及び臨時部員総会とし、部長が招集する。
- 3 定時部員総会は、年1回、6月に開催する。
- 4 臨時部員総会は、部長が必要と認めたとき、又は部員の3分の1以上から請求があったとき開催する。

(部員総会の決議事項)

- 第16条 次に掲げる事項は、部員総会の議決を経なければならない。
 - (1)本規程の改正に係る提案事項の決定
 - (2)青年部の解散に係る提案事項の決定

- (3) 部費の額及びその払込方法
- (4)部員の除名
- (5)役員の選任及び解任
- (6)事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (7)決算関係書類の承認

(部員総会の議長)

第17条 部員総会の議長は、部長をもって充てる。

(部員総会の議事)

- 第18条 部員総会は、総部員数の2分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。
- 2 部員総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 部員総会における部員の議決権及び選挙権は、各々1個とする。
- 4 部員は、あらかじめ通知のあった事項につき、当該部員が記名押印した書面、又は代理人をもって議決権、又は選挙権を行使することができる。
- 5 前項の規定により議決権,又は選挙権を行使する者は出席者とみなす。 (報告義務)
- 第19条 部長は、部員総会において議決した事項のほか、部務の状況について、定期的に、 又は必要に応じ、本会の正副会長に報告しなければならない。

(役員会)

- 第20条 青年部に役員会を置く。
- 2 役員会は、部長、副部長及び幹事をもって組織する。
- 3 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 役員会は、部長が必要あると認めるとき、又は幹事の3分の1以上から請求があった ときに部長が招集する。

(役員会の決議事項)

- 第21条 次に揚げる事項は、役員会の議決を経なければならない。
 - (1)部員総会に提案すべき事項
 - (2)部員の加入の諾否
 - (3)委員会に関する事項
 - (4) 青年部の運営に関する事項

(準用規定)

第22条 第17条 (議長), 第18条 (議事) 及び第19条 (報告義務) の規定は, 役員会に ついて準用する。

(委員会)

- 第23条 青年部に、役員会の議決を経て委員会を置くことができる。
- 2 委員会は、第2条の目的を達成するために必要な重要事項を調査研究し、実施するも

のとする。

(委員会の組織等)

- 第24条 委員会に委員長1名,副委員長及び委員若干名を置く。
- 2 委員長,副委員長及び委員は,部長が役員会の承認を得て委嘱する。 (委員会について必要な事項)
- 第25条 前2条に規定するもののほか、委員会について必要な事項は、役員会の議決を経 て別に定める。

(特別委員会)

- 第26条 部長が特に必要と認めたとき、役員会の議決を経て、青年部に特別委員会を置く ことができる。
- 2 特別委員会は、部長がその目的達成を認めたとき、速やかに解散する。
- 3 第24条(委員会の組織等)の規定は、特別委員会について準用する。 (事業年度)
- 第27条 青年部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (収支)
- 第28条 青年部の経費は、部費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。 (委任)
- 第29条 この規則で定めるもののほか青年部の運営に関して必要な事項は、役員会の議決 を経て別に定める。

付 則

この規程は、令和3年6月4日から施行する。